

## ○国史跡伊勢国府跡調査指導会議傍聴要領

平成 28 年 3 月 8 日鈴考第 1262 号

### 改正

平成 28 年 4 月 1 日鈴文財第 850 号

## 国史跡伊勢国府跡調査指導会議傍聴要領

### 1 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、会議の開始 30 分前から 10 分前までを受付時間とし、傍聴人受付簿に住所、氏名等必要な事項を記入し、入室しなければなりません。

### 2 傍聴の定員

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分け、その席数は、それぞれ 10 席とします。ただし、傍聴希望者が定員を超過した場合は、抽選により決定します。

### 3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### 4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴人は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) 飲食又は喫煙はできません。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に事務局の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできません。ただし、特に事務局の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 前各号に定めるもののほか、すべての係員の指示に従うものとします。

### 5 傍聴者の退室

傍聴者は、事務局が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、事務局から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、事務局が定めるものとします。

#### 附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 8 日から施行します。

#### 附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。